

Title	「WHO憲章翻訳への挑戦」
Author(s)	
Citation	目で見るWHO. 2010, 43, p. 2-2
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/86800
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

「WHO憲章翻訳への挑戦」

世界保健機関(WHO)憲章は、1946年7月22 日にニューヨークで61か国の代表により署名され、 1948年4月7日より効力が発生しました。日本では、 1951年6月26日に条約第1号として公布されま した。その定訳は、たとえば「健康とは、完全な肉 体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾 病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最 高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治 的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに 万人の有する基本的権利の一つである」といったよう に格調高いものです。しかし、現在では、表現が難し すぎるという声も少なくありませんでした。

日本WHO協会では、21世紀の市民社会にふさわしい日本語訳を追及し、理事のメンバーが討議を重ね、以下のような仮訳を作成しました。最終的には、「WHO 憲章(日本WHO協会訳)」として、ホームページ上に掲載したいと思います。皆さん方からの、率直な感想やご意見をお待ちしています。

(日本 WHO 協会理事 中村 安秀)

世界保健機関憲章前文(日本 WHO 協会仮訳)

THE STATES Parties to this Constitution declare, in conformity with the Charter of the United Nations, that the following principles are basic to the happiness, harmonious relations and security of all peoples:

この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸 原則がすべての人々の幸福と平和な関係と安全保障 の基礎であることを宣言します。

Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.

健康とは、病気ではないとか、弱っていないというこ とではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的 にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。

The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being without distinction of race, religion, political belief, economic or social condition.

人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によっ て差別されることなく、最高水準の健康に恵まれる ことは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつ です。

The health of all peoples is fundamental to the attainment of peace and security and is dependent upon the fullest co-operation of individuals and States.

世界中すべての人々が健康であることは、平和と安 全を達成するための基礎であり、その成否は、個人 と国家の全面的な協力が得られるかどうかにかかって います。

The achievement of any State in the promotion and protection of health is of value to all.

ひとつの国で健康の増進と保護を達成することができ れば、その国のみならず世界全体にとっても有意義 なことです。

Unequal development in different countries in the promotion of health and control of disease, especially communicable disease, is a common danger.

健康増進や感染症対策の進み具合が国によって異なると、すべての国に共通して危険が及ぶことになります。

Healthy development of the child is of basic importance; the ability to live harmoniously in a changing total environment is essential to such development.

子どもの健やかな成長は、基本的に大切なことです。 そして、変化の激しい種々の環境に順応しながら生き ていける力を身につけることが、この成長のために不 可欠です。

The extension to all peoples of the benefits of medical, psychological and related knowledge is essential to the fullest attainment of health.

健康を完全に達成するためには、医学、心理学や関 連する学問の恩恵をすべての人々に広げることが不 可欠です。

Informed opinion and active co-operation on the part of the public are of the utmost importance in the improvement of the health of the people.

ー般の市民が確かな見解をもって積極的に協力する ことは、人々の健康を向上させていくうえで最も重要 なことです。

Governments have a responsibility for the health of their peoples which can be fulfilled only by the provision of adequate health and social measures.

各国政府には自国民の健康に対する責任があり、その責任を果たすためには、充分な健康対策と社会的施策を行わなければなりません。

ACCEPTING THESE PRINCIPLES, and for the purpose of co-operation among themselves and with others to promote and protect the health of all peoples, the Contracting Parties agree to the present Constitution and hereby establish the World Health Organization as a specialized agency within the terms of Article 57 of the Charter of the United Nations.

これらの原則を受け入れ、すべての人々の健康を増進し保護するため互いに他の国々と協力する目的で、 締約国はこの憲章に同意し、国際連合憲章第57条の条項の範囲内の専門機関として、ここに世界保健 機関を設立します。